

「ふくしま食と農の絆づくり運動」 県中地方推進本部設置要領

平成19年7月19日制定

平成20年5月19日改正

(設置)

第1 「ふくしま食と農の絆づくり運動」推進要綱（以下「要綱」という。）第5の2に基づき、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部（以下「地方推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2 地方推進本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 地方推進本部に本部長を置き、福島県県中農林事務所長をもって充てる。

3 地方推進本部長は、地方推進本部の事務を総括し、会議を招集、主宰する。

4 地方推進本部長が都合により地方推進本部会議（以下「会議」という。）に出席できない場合は、本部員のうち、あらかじめ地方推進本部長が指名する者がその職務を代理する。

5 地方推進本部長は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(業務)

第3 地方推進本部は、次に掲げる業務を行う。

(1) 「県中地方におけるふくしま食・農再生戦略の取組み」の策定及び取組状況の検証

(2) 「ふくしま食と農の絆づくり運動」の実践

(3) 「県中地方農林業・農村振興計画」の進行管理

(4) その他、要綱の目標達成に必要な事項

(プロジェクトチーム)

第4 要綱第5の3の規定に基づき、地方推進本部にプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームの設置、その他運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第5 地方推進本部の庶務は、福島県県中農林事務所企画部地域農林企画課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、地方推進本部の運営に必要な事項は、地方推進本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。